

## 【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年4月21日

【報告者の名称】 株式会社TASAKI

【報告者の所在地】 神戸市中央区港島中町6丁目3番地2

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区港島中町6丁目3番地2

【電話番号】 078-302-3321(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役・専務執行役(CFO) 飯田 隆也

【縦覧に供する場所】 株式会社TASAKI  
(神戸市中央区港島中町6丁目3番地2)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社スターダストをいいます。

(注2) 本書中の「当社」とは、株式会社TASAKIをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年3月27日付けで提出した意見表明報告書の記載事項の一部に修正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法27条の10第8項の準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

#### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

##### 本公開買付けの概要

##### (訂正前)

公開買付者は、Balance Signature Designated Activity Company(アイルランドで設立。以下「Balance Signature」といいます。)が発行済株式の全てを所有する株式会社であり、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び本新株予約権(当社株式及び本新株予約権を総称して、以下「当社株券等」といいます。)の全て(但し、当社が所有する自己株式(株式取得管理交付信託の信託財産(所有名義「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)」)である84,000株を除きます。以下同じです。)を除きます。)を取得、所有し、当社の事業を支配及び管理することを主たる目的として、平成29年3月に設立された株式会社とのことです。

<中略>

本公開買付けにおいて、公開買付者は、9,537,100株(所有割合66.67%)を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された当社株券等(以下「応募株券等」といいます。)の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。なお、買付予定数の下限(9,537,100株)は、当社総株式数に係る議決権の数(143,056個)の3分の2(95,371個)(小数点以下切り上げ)に、当社の単元株式数である100株を乗じた数としているとのことです。

<後略>

##### (訂正後)

公開買付者は、Balance Signature Designated Activity Company(アイルランドで設立。以下「Balance Signature」といいます。)が発行済株式の全てを所有する株式会社であり、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び本新株予約権(当社株式及び本新株予約権を総称して、以下「当社株券等」といいます。)の全て(但し、当社が所有する自己株式(注)を除きます。)を取得、所有し、当社の事業を支配及び管理することを主たる目的として、平成29年3月に設立された株式会社とのことです。

(注) 当社は、株式取得管理交付信託の信託財産(所有名義「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)」)であった当社株式(以下「本信託財産株式」といいます。)(84,000株)について、平成29年3月24日付けで当社株式が監理銘柄指定を受けたことにより同日をもって株式取得管理交付信託が終了したことに伴い、平成29年4月20日付けにて本信託財産株式(84,000株)を無償で取得し、平成29年4月21日開催の当社取締役会の決議に基づき、同日付けにてこれを消却しました。詳細につきましては、平成29年4月21日付け当社プレスリリース「自己株式の無償取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

<中略>

本公開買付けにおいて、公開買付者は、9,537,100株(所有割合66.67%)を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された当社株券等(以下「応募株券等」といいます。)の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。なお、買付予定数の下限(9,537,100株)は、当社総株式数に係る議決権の数(143,056個)の3分の2(95,371個)(小数点以下切り上げ)に、当社の単元株式数である100株を乗じた数としているとのことです(注)。

(注) 前記のとおり、当社は、平成29年4月20日付けにて本信託財産株式(84,000株)を無償で取得し、平成29年4月21日付けにてこれを消却しました。公開買付者によれば、これに伴い平成29年4月21日時点における当社の発行済株式総数が変動することに鑑み、当初の買付予定数の下限をそれに合わせて機械的に調整することも考えられるものの、当該調整の実態に反し、本公開買付けの条件が恣意的に変更されたのではないかとの誤解が当社の株主及び新株予約権者の皆様に生じることを避けるため、当該取得及び消却にかかわらず、当初の買付予定数の下限は変更していないとのことです。

<後略>